

## 小委員会の設置について（案）

平成 21 年 12 月 24 日  
一部改正：令和 3 年 8 月 10 日  
一部改正：令和 6 年 8 月●日  
官民競争入札等監理委員会

## 1 設置の趣旨

官民競争入札等の対象事業の検討、地方公共団体における官民競争入札等の導入促進の検討、実施要項案や法第 7 条第 8 項に基づく評価案の審議等に当たって、委員間の議論の充実を図るため、議題に応じて次の小委員会を随時、開催できるものとする。ただし、議を経るに際し異議はないとする機関決定は、官民競争入札等監理委員会において行う。

## 2 位置付け

監理委員会令第 1 条に基づき内部組織として置かれる部会ではなく、第 7 条に基づき、委員会の円滑な運営を図るために、委員長が委員会に諮って開催する事実上の会合とする。なお、廃止の手続は特に取らないこととする。

## 3 小委員会の構成及び任務

（1）小委員会は、委員全員により構成される。ただし、小委員会ごとに担当委員を置くものとし、委員長が指名する。

## ①公共サービス改革小委員会

国の行政機関等における官民競争入札等の対象事業の調査検討

## ②入札監理小委員会

実施要項案の策定及び法第 7 条第 8 項に基づく評価案に関する調査検討

## ③地方公共サービス小委員会

地方公共団体における公共サービス改革の在り方についての調査検討

（2）委員は、担当委員であるか否かにかかわらず、会議に出席し、議事に参加することができる。

（3）各小委員会には主査を置くものとし、委員長が担当委員のうちから指名する。また、主査以外の担当委員は副主査とする。

（4）各小委員会は、主査が招集する。

（5）主査は、議論の対象となる専門の事項を調査させるため、専門委員を出席させることができる。

## 4 小委員会の運営

（1）各小委員会の公開については、監理委員会及び部会の例に準ずる。

（2）各小委員会は、その検討に際し、事務局及び当該対象公共サービスの所管府省等に必要な資料の作成・提出等を求め、効果的な議論を進めるものとする。